

健康と信頼をお届けする



日清製粉グループ



© 2010 Studio Ghibli

第175回

# 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 開催日時

2019年6月26日(水曜日)  
午前10時(受付開始予定：午前8時30分)

## ■ 開催場所

東京都品川区北品川4丁目7番36号  
東京マリOTTホテル  
地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

## ■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

株式会社 日清製粉グループ本社

証券コード：2002

(証券コード 2002)  
2019年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町一丁目 25 番地  
**株式会社日清製粉グループ本社**  
取締役社長 見 目 信 樹

## 第175回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第175回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら**2019年6月25日(火曜日)午後5時30分まで**に議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

### 〔書面(郵送)による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するよう折返しご送付下さい。

### 〔電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使〕

同封の「インターネット等による議決権行使について」及び「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト『スマート行使』の使い方」をご参照いただき、上記の行使期限までに議決権行使ウェブサイトより議案に対する賛否をご投票下さい。

敬 具

### 記

<b>1 日</b>	<b>時</b>	2019年6月26日(水曜日)午前10時
<b>2 場</b>	<b>所</b>	東京都品川区北品川4丁目7番36号 東京マリオットホテル 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

### 3 目的事項

#### 報告事項

1. 第175期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第175期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件                               |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                               |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件             |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件                      |
| 第5号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件            |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件                    |
| 第7号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 |

### 4 議決権行使に関する決定事項

議決権の重複行使のお取扱いについて

- (1) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等と議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### 5 その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している事項となります。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主の方1名とさせていただきます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>)に掲載させていただきます。

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 当社グループを取り巻く環境及び当社グループの業績

当期につきましては、雇用・所得環境の改善等により景気は緩やかに回復しましたが、一方で、米中貿易摩擦や中国経済の減速懸念等を背景として、景気は先行き不透明な状況が継続しました。

このような中、当社グループは、10年後、20年後の社会全体の構造変化を見据え、未来へのコンパス(羅針盤)として、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて ～ 総合力の発揮とモデルチェンジ」を策定し、また、その通過点である2020年度を最終年度とする中期経営計画「NNI-120 II」の達成に向けた成長戦略の実行に取り組みました。その一環として、豪州全土で展開し、小麦粉等のマーケットリーダーとして確固たる地位を築いている Allied Pinnacle Pty Ltd. の買収、さらに、国内屈指の総合中食サプライヤーであり、全国的な生産拠点や幅広い生産ノウハウを有するトオカツフーズ株式会社の株式の追加取得を決定しました。

当期の業績につきましては、売上高は、国内製粉事業における小麦粉価格改定の影響やエンジニアリング事業における大型工事の進捗等により、5,653億43百万円(前期比104.7%)となりました。利益面では、カナダ及びタイの戦略投資による業務用小麦粉の出荷増、医薬品原薬の出荷増、エンジニアリング事業の順調な工事進捗に加え、全社を挙げてのコストダウン施策が寄与したものの、Allied Pinnacle Pty Ltd. の買収関連費用等の将来の成長に向けた戦略コストの発生により、営業利益は269億16百万円(前期比99.0%)となりました。経常利益は、受

取配当金の増加等により、320億62百万円(前期比100.8%)と増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、さらに投資有価証券売却益が加わり、222億68百万円(前期比104.4%)と増益となりました。

当期の配当につきましては、連結ベースでの配当性向の基準を40%以上とし連続増配により配当の上積みを図る基本方針のもと、当初の予想どおり、前期より3円増額の1株当たり年間32円を予定しております。

## ②当社グループの営業概況

当社グループは、国内においてはすべての領域にわたり、販売促進活動の強化、生産性向上に努めるとともに、引き続きコスト削減や調達コストに見合った適正な利益の確保に取り組みました。また、海外においても、事業基盤拡大のための施策を積極的に推進しました。

新製品開発では、新規性、独自性があり、高い付加価値を持った製品の継続的な開発を行い、新市場の開拓に注力しました。

また、高品質で安全・安心な製品をお届けするため、品質管理体制の一層の強化・充実に努めてまいりました。当社グループ各事業の営業概況は以下のとおりです。

### ◆ 製粉事業

製粉事業につきましては、新製品の上市等拡販を進めましたが、厳しい市場環境の中、国内業務用小麦粉の出荷は前年を下回りました。また、昨年4月に輸入小麦の政府売渡価格が5銘柄平均で3.5%、10月に同2.2%引き上げられたことを受け、それぞれ昨年6月及び12月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は堅調に推移しました。

海外事業につきましては、カナダの Rogers Foods Ltd. チリワック工場の生産能力増強やタイの Nisshin-STC Flour Milling Co., Ltd. の製粉工場買取による出荷増により、売上げは前年を上回りました。また、米国の Miller Milling Company, LLC サギノー工場の生産能力約70%増強工事が完了し、本年1月に本格稼働を開始しました。なお、豪州で小麦粉等のマーケットリーダーとして確固たる地位を築いている Allied Pinnacle Pty Ltd. を、本年4月に買収しました。

この結果、製粉事業の売上高は、国内事業における小麦粉価格改定の影響や海外事業におけるカナダ及

びタイの戦略投資による出荷増等により、2,459億43百万円(前期比104.7%)となりました。営業利益は国内ふすま価格の堅調な推移や海外事業における業務用小麦粉の出荷増、戦略投資によるコストダウンがあったものの、Allied Pinnacle Pty Ltd. の買収関連費用があり、91億79百万円(前期比92.2%)となりました。

## ◆ 食 品 事 業

加工食品事業につきましては、消費者の節約志向が継続する中、家庭用では、「簡便」「本格」「健康」をキーワードとした高付加価値製品の開発・上市を積極的に進めたほか、デジタルマーケティングと連動した広告宣伝活動等、消費を喚起する施策を実施しました。業務用では、顧客ニーズに合わせた新製品の投入、新規顧客獲得に向けた提案活動を実施しました。また、輸入小麦の政府売渡価格改定に伴う業務用小麦粉の価格改定により、昨年7月及び本年1月に家庭用小麦粉及び業務用プレミックス等の価格改定を実施しました。海外では、プレミックス事業の出荷は順調に推移しました。この結果、加工食品事業の売上は前年を上回りました。なお、昨年6月にベトナムの業務用プレミックス市場の開拓を目的として Vietnam Nisshin Technomic Co., Ltd. を設立し、本年中の稼働予定で工場建設を進めております。

中食・惣菜事業につきましては、幅広いカテゴリーの製品をフルラインアップで供給し順調に拡大しており、売上は前年を上回りました。なお、総合中食サ

プライヤーであるトオカツフーズ株式会社の株式の追加取得を本年3月に決定しており、本年7月に連結子会社化する予定としております。

酵母・バイオ事業につきましては、製パン・外食市場向けのカレー等フィリング類の出荷増、診断薬原料等の出荷増により、売上は前年を上回りました。なお、インドの子会社である Oriental Yeast India Pvt. Ltd. では、2020年夏頃の完工予定でイースト工場建設工事が順調に進捗しております。

健康食品事業につきましては、医薬品原薬及び消費者向け製品の出荷増により、売上は前年を上回りました。

この結果、食品事業の売上高は、中食・惣菜事業及び健康食品事業の出荷増等により、2,587億83百万円(前期比101.9%)となりました。営業利益は、これらの増収効果があったものの、人件費や物流費の上昇に加え、広告宣伝費等の戦略コストの増加により、134億21百万円(前期比99.6%)となりました。

## ◆ そ の 他 事 業

ペットフード事業につきましては、新製品の投入やキャンペーンの実施等拡販に努めましたが、市場環境が厳しく、売上は前年を下回りました。

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングにおける大型工事が順調に進捗し、売上は前年を上回りました。

メッシュクロス事業につきましては、スクリーン印刷用資材の出荷減により、売上は前年を下回りました。

この結果、その他事業の売上高は、エンジニアリング事業におけるプラント工場の売上高増加の影響等により、606億16百万円(前期比118.2%)となり、これに伴い、営業利益は40億88百万円(前期比113.1%)となりました。

## (2) 対処すべき課題

### ① 経営の基本方針

当社グループは、「信を万事の本と為す」と「時代への適合」を社是とし、「健康で豊かな生活づくりに貢献する」ことを企業理念として、事業を進め業容の拡大を図ってまいりました。また、グループ各社は「健康」を常に念頭においていた製品やサービスの提供に努め、「信頼」を築き上げる決意をこめて「健康と信頼をお届けする」をコーポレートスローガンとしております。

これらの基本的な理念を踏まえて、当社グループは長期的な企業価値の極大化を経営の基本方針とし、コア事業と成長事業へ重点的に資源配分を行いつつ、グループ経営を展開しております。

また、内部統制システムへの取組み、コンプライアンスの徹底、食品安全、環境保全、社会貢献活動等の社会的責任を果たしつつ自己革新を進め、株主、顧客、取引先、社員、社会等の各ステークホルダーから積極的に支持されるグループであるべく努力を重ねております。

### ② 中長期的な会社の経営戦略、目標とする経営指標

当社グループは、今後、更なる複雑化・高速化が予想される社会全体の10年後、20年後の構造変化を見据え、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて～総合力の発揮とモデルチェンジ」を策定し、新たな取組みをスタートしました。これを未来へのコンパス(羅針盤)として、現在取り組んでいる2020年度を最終年度とした中期経営計画「NNI-120 II」(業績目標：売上高7,500億円、営業利益300億円、1株当たり当期純利益(EPS)80円)を通過点に、ニュー・ニッシン・イノベーション活動を推進してまいります。

長期ビジョンにおきましては、当社グループが目指す将来のグランド・デザインの実現に向けて、グループの「総合力」を発揮する仕組みを構築するとともに「顧客志向」を改めて徹底し、「既存事業のモデルチェンジ」及び「グループの事業ポートフォリオ強化」を柱に成長戦略を推進し、また、それを支える経営機能の一層の強化等を図ります。収益レベルをさらに引き上げるべく取り組み、“未来に向かって、「健康」を支え「食のインフラ」を担うグローバル展開企業”として、「国内食品業界における確固たる地位」を揺るぎないものとしてまいります。

また、「当社創業以来の価値観」を共有して下さる株主の皆様へ長期的スタンスで安定的に利益還元を強化してまいります。連結ベースでの配当性向の基準を40%以上とし連続増配により配当の上積みを図り、自己株式取得等はキャッシュ・フローや戦略的な投資資金需要を勘案した上で機動的に行ってまいりたいと考えております。

当社グループは、長期ビジョン実現のために策定したこれらの戦略を遂行し、利益成長と資本政策の両面から更なる1株当たり当期純利益(EPS)の成長を図るとともに資本の効率性と財務の安定性のバランスを取りながら、資本コストを上回る自己資本利益率(ROE)の確保・向上に努めてまいります。

また、企業価値を高める規律としてのガバナンス(G)を強化し、事業の持続可能性に関わる環境(E)・社会(S)への貢献を事業戦略と深く関連させ経営を推進していくことで、「企業理念の実現」と「企業価値の極大化」をより強く結び付け、あらゆるステークホルダーの皆様から積極的に支持され続ける企業グループとして発展を目指してまいります。



### ④ 経営環境及び対処すべき課題

国内の食品業界におきましては、流動的な世界情勢を背景とした為替相場や穀物・資源価格の変動、及び国内の人口減少に伴う市場縮小や人手不足問題の深刻化等、事業環境は大きく変化しております。また、国際貿易交渉の進展により自由化に向けた潮流が今後さらに加速していくことが予想されます。

そのような中、当社グループは、引き続き小麦粉をはじめとする安全・安心な「食」の安定供給を確保し、各事業におきまして安全・安心な製品をお届けするという使命を果たすとともに、国内・海外を含めた事業会社間の連携を強化し、グループとしての「総合力」をさらに発揮して、長期ビジョンの実現を目指しスピーディーに取り組み、事業の成長を図ってまいります。社会課題や技術革新がもたらす環境変化を捉えて、それを事業機会に変え、持続的な成長を実現するとともに、自らが創出する付加価値を通じて社会に貢献する循環を作り上げることで持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

#### 1. 国内事業戦略

製粉事業におきましては、お客様のニーズを的確に捉えた製品の開発や価値営業の推進によりお客様との関係を一層強化し、引き続き安全・安心な製品の安定供給に努めてまいります。

加工食品事業におきましては、生活者の個食化・簡便化・健康志向等のニーズに対応した新製品の投入や積極的な販売促進施策等によるブランドロイヤリティの向上、及び成長分野である冷凍食品事業の一層の拡大を図るなど、事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。

中食・惣菜事業におきましては、美味しさの追求と高い生産効率を両立する高度に事業化されたビジ

ネスモデルへの転換を図ってまいります。本年3月には、国内屈指の総合中食サプライヤーであるトオカツフーズ株式会社の株式を追加取得することを決定しました。これにより、同社は7月に当社の連結子会社となる見込みです。

酵母・バイオ、健康食品、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス等の各事業におきましては、製品開発・技術開発を進め、各業界において存在感のある事業群として成長を図ってまいります。

また、国内で深刻化する人手不足問題にもロボットやAIの活用、自動化等の新技術による業務プロセス改善等により適切に対応してまいります。

#### 2. 海外事業戦略

製粉事業におきましては、当社グループの強みである製粉技術、提案力を活かした拡販に取り組み、現地市場での自立的成長を図ってまいります。本年1月には米国の Miller Milling Company, LLC サギノー工場の生産能力約70%増強工事が完了し、本格稼働を開始しました。また、4月には、豪州の小麦粉市場(でん粉製造用等の産業用途を除く)でトップシェアを持つリーディングカンパニーである Allied Pinnacle Pty Ltd. を買収しました。引き続き、戦略投資を積極的に推進し、海外事業の基盤拡大に取り組んでまいります。

加工食品事業におきましては、アジア市場で成長が見込まれる業務用プレミックス事業をさらに拡大してまいります。現在、成長するベトナムの業務用プレミックス市場の開拓を目的として Vietnam Nisshin Technomic Co., Ltd. で本年中の稼働予定で工場建設を進めております。また、生産面ではグローバルな最適生産体制をベースにコスト競争力を強化する



とともに、当社グループが長年培ってきた製造技術や高度な品質管理ノウハウを活かし、パスタ、パスタソース、冷凍食品等の更なる事業拡大に取り組んでまいります。

酵母・バイオ事業におきましては、製パン用イーストの需要が高まっているインド市場に参入すべく、2020年夏頃の完工予定で Oriental Yeast India Pvt. Ltd. がイースト工場の建設を進めており、高品質な製品を現地市場に供給することで、事業の拡大を目指してまいります。

その他、製粉、食品、ペーカリー関連ビジネスを中心に、新たな領域での事業拡大を自社独自に又はM&A、アライアンスによりスピード感を持って推進してまいります。

### 3. 研究開発戦略、コスト戦略

当社グループはおお客様の視点に立った新製品開発と新しい領域の基礎・基盤技術の創出に取り組んでおります。新製品開発につきましては、新規性、独自性があり、お客様にとって付加価値の高い新製品を継続的に開発してまいります。研究面におきましては、研究成果の実用化、事業化推進のため、重点研究領域を明確にするとともに、事業戦略に即した研究テーマを設定するなど効率化、スピード化を図ってまいります。自動化技術の活用による更なる効率化も検討、推進し、人手不足問題等にも対応してまいります。

また、今後も大きな変動が想定される原料及び燃料相場に対応し、生産コスト、調達コストの低減を進めるとともに、変動するコストに適切に対応できる事業基盤を構築してまいります。

### 4. 麦政策等の制度変更に向けた取組み

TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包

括的及び先進的な協定）並びに日EU・EPAの発効により小麦・小麦関連製品の国境措置が低下し、関係国からの輸入製品との競争激化が想定されます。その一方で、協定に加盟していない米国産の小麦はマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）が維持されるため、輸入国ごとの小麦価格に不均衡が生じ、関連業界に影響を及ぼす懸念があります。日米物品貿易協定交渉等、自由化に向けた潮流が今後さらに加速していく中、当社グループは、情勢変化を適切に見極めながら、引き続きグローバル競争で勝ち抜くべく国内外での強固な企業体質を構築してまいります。

### 5. 企業の社会的責任への取組み

当社グループは、従前より社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」の実践並びにそのための取組みの促進を目的に社会委員会を設置し、企業活動全般におきまして企業の社会的責任（CSR）を果たしてきております。

当社グループは、コンプライアンスの徹底、品質保証体制の確立、環境保全活動の実施等のCSR活動の推進及び内部統制の浸透を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ全社に徹底しております。

コンプライアンスにつきましては、当社グループは関連法規や社会規範及び社内規程・ルールを遵守し、公正かつ自由な競争の中で事業の発展を図っております。

品質保証につきましては、安全・安心な製品をお届けするために、食品安全に加え、食品防御（フードディフェンス）を強化しております。また、消費者の皆様意識や社会の潮流を見極め、備えるべき事項や対策を適時、適切に指示する役割を担うCR室が、消

費者の皆様の声や消費者行政関連の情報を積極的に収集し、消費者の皆様への対応の充実を図っております。さらには、小麦粉をはじめとする安全・安心な「食」の安定供給を確保するために、BCP(事業継続計画)により災害等への備え等も拡充しております。

環境保全につきましては、省エネルギー、廃棄物の削減等、電力問題への対応を含め環境負荷の低減に積極的に取り組んでおります。

内部統制につきましては、金融商品取引法により求められる範囲を超え、当社グループ全体におきまして広く内部統制システムの整備を行い、専任組織によるモニタリングを実施するとともに引き続きその

維持、改善に努めております。

さらに、当社グループは社会の一員として、広く社会貢献活動に取り組み、震災被災地の復興支援、「製粉ミュージアム」による地域観光資源や教育資産としての地域貢献等を行っております。

当社グループはこのような企業の社会的責任への取組みを今後とも継続してまいります。

以上の課題への取組みを着実に実行し、グループの一層の発展を図ってまいりますので、何卒株主各位の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3)当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第172期 2015年度	第173期 2016年度	第174期 2017年度	第175期 2018年度 (当 期)
売 上 高 (百万円)	556,701	532,040	540,094	565,343
経 常 利 益 (百万円)	28,099	30,329	31,800	32,062
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	17,561	19,466	21,339	22,268
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	58円25銭	64円50銭	71円47銭	74円98銭
総 資 産 (百万円)	548,120	555,337	591,512	594,754
純 資 産 (百万円)	386,485	406,805	413,794	418,848

(注) 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。なお、第174期以前の総資産の金額については、当該表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しております。

### (4)当社グループの設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額(支払ベース)は182億33百万円で、前期に比べ14億70百万円減少しております。

設備投資の主要なものは、Oriental Yeast India Pvt.

Ltd. イースト工場建設工事、Miller Milling Company,LLC サギノー工場新生産ライン増設工事等生産能力の増強投資であります。

## (5) 当社グループの資金調達の状況

当期における増資あるいは社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

## (6) 重要な子会社等及び企業結合等の状況

### ① 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
(子会社)			
日清製粉株式会社	14,875	100.0	小麦粉の製造及び販売
Miller Milling Company, LLC	86	100.0	小麦粉の製造及び販売
Champion Flour Milling Ltd.	3,491	100.0	小麦粉の製造及び販売
日清フーズ株式会社	5,000	100.0	パスタ類、家庭用小麦粉、冷凍食品等の販売、プレミックスの製造及び販売
日清製粉プレミックス株式会社	400	100.0	プレミックスの製造及び販売
マ・マーマカロニ株式会社	350	68.6	パスタ・冷凍食品の製造及び販売
イニシオフーズ株式会社	487	100.0	惣菜・冷凍食品の製造及び販売、デパートの直営店舗の経営
株式会社ジョイアス・フーズ	50	65.1	調理麺等の製造及び販売
オリエンタル酵母工業株式会社	2,617	100.0	製パン用をはじめとした食品素材、生化学製品等の製造、販売及びライフサイエンス事業
日清ファルマ株式会社	2,689	100.0	健康食品・医薬品等の製造及び販売
日清ペットフード株式会社	1,315	100.0	ペットフードの製造及び販売
日清エンジニアリング株式会社	107	100.0	食品生産設備等の設計・工事請負・監理及び粉体機器の販売
株式会社NBCメッシュテック	1,992	100.0	メッシュクロス、成形フィルターの製造及び販売
(関連会社)			
日清丸紅飼料株式会社	5,500	40.0	配合飼料の製造及び販売
トオカツフーズ株式会社	100	49.0	弁当・惣菜等調理済食品の製造及び販売

(注) Miller Milling Company, LLC及び日清製粉プレミックス株式会社に対する議決権比率は、子会社保有によるものであります。また、Champion Flour Milling Ltd.、マ・マーマカロニ株式会社及びイニシオフーズ株式会社に対する議決権比率は、当社及び子会社保有によるものであります。

## ②重要な企業結合等の状況

当社及び当社の子会社である日清製粉株式会社は、海外における製粉事業の拡大を目指し、本年4月に豪州の Allied Pinnacle Pty Ltd. の親会社であるPFG Topco1 Pty Ltd. の全株式を取得いたしました。

当社は、中食・惣菜事業及び冷凍食品事業の一層の拡大を図るため、本年7月に関連会社であるトオカツフーズ株式会社の株式を追加取得し、子会社とする見込みです。

## (7)主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループの事業及びその主要な製品等は次のとおりであります。当社は持株会社として、これらの各事業を営む会社を支配・管理しております。

事業区分	主要な製品等
製粉事業	小麦粉、ふすま
食品事業	プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、惣菜、製パン用等の食品素材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品
その他事業	ペットフード、設備の設計・監理・工事請負、メッシュクロス

## (8)主要な事業所 (2019年3月31日現在)

- ① 当社 本社(東京都千代田区)  
研究所(ふじみ野市)  
生産技術研究所  
基礎研究所  
QEセンター

## ②製粉事業

- 日清製粉株式会社 本社(東京都千代田区)  
つくば穀物科学研究所(つくば市)  
札幌営業部(札幌市)  
仙台営業部(仙台市)  
関東営業部(東京都中央区)  
東京営業部(東京都中央区)  
名古屋営業部(名古屋市)  
大阪営業部(大阪市)  
中四国営業部(岡山市)  
福岡営業部(福岡市)  
函館工場(函館市)  
千葉工場(千葉市)  
鶴見工場(川崎市)  
名古屋工場(名古屋市)  
知多工場(知多市)  
東灘工場(神戸市)  
岡山工場(岡山市)  
坂出工場(坂出市)  
福岡工場(福岡市)

- Miller Milling Company,LLC 本社(米国ミネソタ州)  
Winchester工場(米国ヴァージニア州)  
Fresno工場(米国カリフォルニア州)  
Los Angeles工場(米国カリフォルニア州)  
Oakland工場(米国カリフォルニア州)  
Saginaw工場(米国テキサス州)  
New Prague工場(米国ミネソタ州)  
Champion Flour Milling Ltd. 本社(ニュージーランド)  
Mt. Maunganui工場(ニュージーランド)  
Christchurch工場(ニュージーランド)

**3 食品事業**

日清フーズ株式会社 本社(東京都千代田区)

北海道営業部(札幌市)

東北営業部(仙台市)

首都圏営業部(東京都中央区)

広域営業部(東京都中央区)

中部営業部(名古屋市)

関西営業部(大阪市)

中四国営業部(広島市)

九州営業部(福岡市)

館林工場(館林市)

日清製粉プレミックス株式会社 本社(東京都中央区)

名古屋工場(名古屋市)

マ・マーマカロニ株式会社 本社(宇都宮市)

宇都宮工場(宇都宮市)

神戸工場(神戸市)

イニシオフーズ株式会社 本社(東京都千代田区)

熊谷工場(熊谷市)

白岡工場(白岡市)

名古屋工場(一宮市)

東大阪工場(東大阪市)

株式会社ジョイアス・フーズ 本社(さいたま市)

児玉工場(埼玉県児玉郡)

京都工場(京都府久世郡)

オリエンタル酵母工業株式会社 本社(東京都板橋区)

東京工場(東京都板橋区)

大阪工場(吹田市)

びわ工場(長浜市)

日清ファルマ株式会社 本社(東京都千代田区)

健康科学研究所(ふじみ野市)

上田工場(上田市)

**4 その他事業**

日清ペットフード株式会社 本社(東京都千代田区)

日清エンジニアリング株式会社 本社(東京都中央区)

株式会社NBCメッシュテック 本社(日野市)

山梨都留工場(都留市)

静岡菊川工場(菊川市)

**(9) 当社グループの従業員の状況**

(2019年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前期末比増減
製粉事業	1,642名	+ 35名
食品事業	3,845名	+ 113名
その他事業	876名	+ 45名
全社(共通)	397名	+ 22名
合計	6,760名	+ 215名

**(10) 当社グループの主要な借入先及び借入額**

(2019年3月31日現在)

主要な借入先はありません。

## 2 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 932,856,000株
- ② 発行済株式の総数 304,357,891株 (自己株式7,131,636株を含む)
- ③ 株主数 19,332名 (前期末比1,342名減)
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	30,622	10.3
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	19,387	6.5
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	16,988	5.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	15,011	5.0
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	10,447	3.5
三 菱 商 事 株 式 会 社	8,448	2.8
丸 紅 株 式 会 社	6,284	2.1
住 友 商 事 株 式 会 社	6,091	2.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,585	1.8
農 林 中 央 金 庫	5,432	1.8

(注) 当社は自己株式7,131,636株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>)に掲載しております。

## (3) 会社役員に関する事項

## ① 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

当社における地位	氏名	当社における担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	見目信樹		日清製粉株式会社取締役会長
代表取締役副社長	中川雅夫	企画本部管掌 経理・財務本部管掌	
代表取締役副社長	滝澤道則	総務本部管掌	
常務取締役	原田隆	R & D・品質保証本部長	
常務取締役	毛利晃	経理・財務本部長	
取締役	小高聡	技術本部長	
取締役	小池政志	企画本部長	
取締役	増島直人	総務本部長	
取締役	中川真佐志		オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長（代表取締役）
取締役	山田貴夫		日清製粉株式会社取締役社長（代表取締役）
取締役	佐藤潔		日清ファルマ株式会社取締役社長（代表取締役）
取締役	小池祐司		日清フーズ株式会社取締役社長（代表取締役）
取締役	瀧原賢二		日清製粉株式会社取締役 日本ロジテム株式会社社外取締役
取締役	三村明夫		新日鐵住金株式会社社友名誉会長 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭 株式会社日本政策投資銀行社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役 日本郵政株式会社社外取締役 株式会社INCJ社外取締役
取締役	伏屋和彦		一般社団法人日本内部監査協会会長
監査役 （常勤）	熊澤幸宏		
※ 監査役 （常勤）	大内章		
監査役	河和哲雄		弁護士 河和法律事務所所長
監査役	伊東敏		公認会計士 伊東公認会計士事務所所長 株式会社三井住友銀行社外取締役
監査役	永井素夫		日産自動車株式会社社外監査役（常勤） オルガノ株式会社社外取締役



- (注) 1. 取締役 三村明夫、伏屋和彦の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 河和哲雄、伊東 敏、永井素夫の3氏は社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/independence.pdf>))に掲載しております。)に基づき、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 大内 章氏は、当社での経理・財務の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 伊東 敏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度における当社役員及びその地位の異動は次のとおりであります。  
2018年6月27日をもって、吉馴和哉氏は監査役を任期満了により退任いたしました。また、同日開催の第174回定時株主総会において、※印を付した監査役が新たに選任され就任いたしました。
7. 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。
- 取締役 三 村 明 夫氏    新日鐵住金株式会社相談役名誉会長退任  
(2018年6月24日)  
新日鐵住金株式会社社友名誉会長就任  
(2018年6月25日)  
株式会社 INCJ 社外取締役就任  
(2018年9月21日)  
株式会社産業革新機構社外取締役辞任  
(2018年9月24日)
8. 取締役 三村明夫氏の兼職先である新日鐵住金株式会社は、2019年4月1日をもって、日本製鉄株式会社に商号変更しております。

## ②責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）及び各監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の契約を締結しております。

## ③取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額

取締役15名	382百万円
監査役 6 名	53百万円
上記のうち社外役員5名	48百万円

(注) 1. 上記の監査役の人員には、当事業年度中に退任した監査役1名が含まれております。

2. 取締役の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額及び株式報酬制度に係る当事業年度における費用計上額も含まれております。

#### 4 社外役員に関する事項

##### 1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は①に記載のとおりであり、当社と各兼職先の間には、重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

##### 2. 当事業年度における主な活動状況

###### 1) 取締役 三村 明夫

当事業年度中に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、経験豊富な経営者の視点から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

###### 2) 取締役 伏屋 和彦

当事業年度中に開催された取締役会のすべてに出席し、主に大蔵省（現財務省）等での要職における経験と見識に基づき、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

###### 3) 監査役 河 和 哲 雄

当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

###### 4) 監査役 伊 東 敏

当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

###### 5) 監査役 永 井 素 夫

当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、金融機関の経営者としての経験と見識を活かし、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

## (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| 1. 会計監査人としての報酬等の額                  | 59百万円  |
| 2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 191百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1.の金額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社子会社の一部は、有限責任監査法人トーマツ以外の監査法人等が計算関係書類等の監査を行っております。

### ③ 非監査業務の内容

当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として会計及び内部統制に関する助言・指導業務等を委託しております。

### ④ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意をした理由

監査役会は、会計監査人の当事業年度における監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が同条に定める事由又はこれに準じる事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人の監査品質、職務遂行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 3 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の内部統制システムは、業務執行組織における指揮命令系統の確立及び権限と責任の明確化、業務執行組織における長又は組織管理者による統制、組織間（例えば業務部門と経理部門）の内部牽制を基盤とし、取締役会において決議した基本方針に基づき、整備・運用しております。基本方針の内容及び運用状況の概要は、次のとおりです。

#### ① 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を策定しており、当社及び子会社社長並びに取締役は「企業行動規範」及び「社員行動指針」の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
- 2) 当社及び子会社の監査役は、それぞれの取締役の職務の執行を監査し、また、取締役が内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。
- 3) 当社代表取締役直轄の組織である内部監査部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。  
また、内部監査部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。

- 4) 日清製粉グループ横断的なCSR（企業の社会的責任）については、当社の「社会委員会」が、企業倫理・コンプライアンスを含めたCSR全般にわたる協議を行い、日清製粉グループでの実践に向けた施策を促進し、法令・定款・社会規範遵守の周知徹底を図る。
- 5) 日清製粉グループでは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的な勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。
- 6) 当社は、日清製粉グループの社員等からの通報を受け、違反行為を早期に発見・対応すべく設置した「コンプライアンス・ホットライン制度」を維持・整備する。

#### (運用状況)

- 1) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を、グループ共通の統制基盤として海外を含むグループ各社に導入し、周知徹底を図っております。
- 2) 社員に対しては、人事研修制度を利用して「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」や「コンプライアンス・ホットライン制度」の啓発を行っております。
- 3) 当社の内部監査部は、グループ各社の内部統制評価を行い、これらの周知状況や社内ルールの遵守状況を確認しております。
- 4) 当社では、「社会委員会」を当期は2回開催し、コンプライアンスを含むCSR全般の協議を行い、日清製粉グループの施策を促進しております。

- 5) また、「規範倫理委員会」を開催し、反社会的勢力等への不正な支出がないことや寄付金の審査を行っています。

## ②当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 日清製粉グループでは、事業活動に係る案件については、その重要性・影響度等に応じて決裁ないしは報告手続を定め、実施前にリスク判断も含めた検討を行う。
- 2) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づき、リスク評価とリスク対策レビューを実施するとともに、当社の「リスクマネジメント委員会」は、子会社が評価したリスクに対し適切なコントロールが構築されているか、リスクの漏れがないか等について、確認・指導し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括する。
- 3) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づき、社員等は、クライシスが発生したとき又はそのおそれが生じたときは、損失の危険を早期に発見・対応すべく、指定された日清製粉グループの連絡先に通報する。  
また、クライシスが発生した場合、当社は、速やかに対策本部を設置し、適切な対応を行うことによって、損害を最小限にとどめる。
- 4) 当社及び子会社の監査役は、それぞれの取締役が会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、取締役に対し助言・勧告等必要な措置を講ずる。

(運用状況)

- 1) 日清製粉グループ各社では、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づいて、リスク評価とリスク

対策レビューを実施しております。また、当社の「リスクマネジメント委員会」の下部組織である企画部会では、各社の見直し結果についてグループ横断的な確認を行い「リスクマネジメント委員会」に報告、同委員会にて協議しております。

- 2) 日清製粉グループの社員等がクライシスの発生やそのおそれを認識したとき通報窓口に通報を行うよう、「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づいて通報制度を設けております。

## ③当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社は、取締役会における決議事項・報告事項、稟議における社長決裁事項・担当取締役決裁事項等により責任と権限を明確化しており、取締役は適正かつ迅速な職務執行を行う。
- 2) 日清製粉グループでは、事業戦略及びその方向性を明確化し、各子会社の利益計画もこれに沿って単年度ごとに策定、取締役の任期も1年とし、責任を明確化する。さらに、取締役会は毎月業績をレビューし、改善策を検討・実施する。

(運用状況)

- 1) 日清製粉グループでは、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて ～ 総合力の発揮とモデルチェンジ」を策定するとともに、その通過点である2020年度を最終年度とする中期経営計画「NNI-120 II」の達成に向けて、製品・サービスの高付加価値化と販売拡大、コスト競争力強化と安全・安心の両立、成長分野への戦略投資等、スピード感を持って成長戦略の実行に取り組んでおります。

- 2) グループ各社は、その事業戦略に沿って当期の利益計画を策定するとともに、グループ各社の取締役会において毎月業績のレビューをした上で改善策を実施しております。

#### ④ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 日清製粉グループは持株会社制度を採用しており、持株会社である当社が常に子会社を株主の視点から評価・監督する。
- 2) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、当社の取締役会に付議ないし報告すべき基準を定める。
- 3) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を定め、「企業理念」・「経営基本方針」・「ステークホルダーに対する基本姿勢」・「企業行動規範」・「社員行動指針」を明示するとともに、その周知徹底を図る。
- 4) 日清製粉グループでは、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するために、各業務の手順・方法等を定め、不正・誤謬を排除する体制を整備・運用する。
- 5) 当社監査役及び子会社監査役は定期的に「日清製粉グループ監査役連絡会」を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。
- 6) 当社は、設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査を日清製粉グループを対象として行う。
- 7) 当社代表取締役直轄の組織である内部監査部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。

また、内部監査部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。

- 8) 日清製粉グループの各子会社は、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進する。

(運用状況)

- 1) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、「取締役会決議事項及び報告事項」並びに「子会社に関する取締役会付議基準」に基づいて、当社取締役会への付議又は報告が行われております。
- 2) 財務報告の信頼性確保を目的とした内部統制については、日清製粉グループ統一方針のもとで、グループ各社の業務手順を文書化し、有効な統制が存在することを確認するとともに、内部監査部がその整備状況・運用状況を評価しております。
- 3) 財務報告目的以外の内部統制については、当社の専門部署が、設備・安全、環境保全、品質保証等の監査を行い、各業務が適正に運用されていることを確認しております。

#### ⑤ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする職務の執行に係る文書その他の情報については、機密情報として規程に従い適切に保存・管理する。

(運用状況)

当社の取締役会議事録及び稟議書については、機密情報として「機密情報管理規程」に従い適切に保存・管理しております。

**⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- 1) 監査役の職務を補助する者として監査役付を置き、監査役監査に当たって監査役付は監査役の命を受け業務を補佐し、人事異動等に関しては監査役の同意を得て行う。
- 2) 取締役は監査役付の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意するものとする。

**(運用状況)**

監査役監査機能の充実のため、取締役から独立した監査役付が、監査役の職務を補助しております。また、監査役付の業務執行に対しては、取締役が不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように十分に留意しております。

**⑦ 当社の取締役及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

- 1) 当社監査役は取締役会のほか重要な会議（「グループ運営会議」・「債権管理委員会」・「規範倫理委員会」等）に出席し、適宜意見を述べる。
- 2) 当社監査役会は、必要に応じて監査役会において、会計監査人・取締役・内部監査部等に対して報告を求める。
- 3) 当社及び子会社の取締役は会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、速やかにそれぞれの監査役に報告するとともに、各子会社の監査役は当社監査役にも報告する。
- 4) 子会社の監査役によって実施された監査結果は、当社監査役会にも報告される。

- 5) 当社内部監査部による内部統制評価結果及び内部監査結果は、当社監査役会にも報告される。
- 6) 当社による設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査の結果は、当社監査役会にも報告される。
- 7) 「コンプライアンス・ホットライン」による情報は、速やかに当社監査役に報告される。
- 8) 当社の本部長及び子会社社長の交代の際の引継書は当社監査役会にも提出する。
- 9) 当社及び子会社の稟議はすべてそれぞれの監査役に回付する。

**(運用状況)**

- 1) 当社監査役は取締役会のほか「グループ運営会議」、「債権管理委員会」等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。
- 2) 当社監査役及び内部監査部は、監査結果等をその都度相互に報告し、また、主要事業子会社監査役及び専門監査スタッフは、監査結果を当社監査役及び内部監査部に報告することを通じて、相互の連携を図っております。
- 3) 当社監査役は、主要事業子会社監査役及び内部監査部と、「日清製粉グループ監査役連絡会」を当期は2回開催し、監査事例等について意見交換を行い、問題意識の共有化とグループ全体の監査品質の向上に努めております。

**⑧ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

「コンプライアンス・ホットライン」の通報者を含む前項の報告者は、当該報告等を行ったことをもって人事制度上その他いかなる意味においても不利益な取扱いはされない。



（運用状況）

「コンプライアンス・ホットライン」にて通報を行った者が不利益な取扱いをされない旨を「コンプライアンス・ホットライン規程」にて定め、これを社内イントラネットに掲載して周知を図っております。

#### ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては予算化し、予算外の費用についても、会社法388条に基づいて、当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（運用状況）

当社監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては予算化しているほか、予算外の費用についても、会社法388条に基づいて速やかに処理しております。

#### ⑩ その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

（運用状況）

当社監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を実施しております。

## （2）株式会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、製品の高い安全性を確保し品質を保証するとともに、国民の主要食糧である小麦粉等を始めとした食の安定的な供給に貢献し続けていくことが、当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉かつ礎であると考えております。こうした責務を踏まえた当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給などが必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給の確保や食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前に十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

### ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに

最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

### ③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び2018年6月27日開催の第174回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権（下記6）の無償割当等を行わない旨の取締役会決議（「確認決議」）を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プ

ランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

「特定買収行為」とは、i) 株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為（これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。）又はii) 買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4) ア)ないしオ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議（「勧告決議」）を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。）とします。合理的理由がある場合に限り、

30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。

- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、当該買収提案が以下に掲げる事項をすべて満たしていると認められる場合で企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるときには、勧告決議を行わなければならないものとします。
  - ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
    - (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
    - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者（そのグループ会社その他の関係者を含む。以下同じ。）の利益を実現する経営を行う行為
    - (c) 当社の資産を買収提案者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
    - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要な資産や資金等を減少させる行為又は当社の株主・取引先・顧客・従業員等との協働関係を損なう行為など、当社の中長期的企業価値創出の重要な礎を不当に毀損する行為
  - イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
  - ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- イ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手に即した真摯な対応がなされていること
- ロ) 当該買収提案を当社が検討（代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。）するための期間（買収提案の受領日から60営業日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- 6) 特定買収者（特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。）が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当に関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等（特定買収者及びその関係者をいいます。）の行使に制約が付された新株予約権をいいます。無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日（但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定

めることは予定されておられません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。

- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

#### ④取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、定款第49条の規定に則り、2018年6月27日開催の第174回定時株主総会において株主の皆様への事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 本プランは、上記③に記載のとおり、企業価値委員会が勧告決議を行わなければならない場合を規定しており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。

- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向40%以上を基準として配当を行うことを基本方針とし、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期の年間配当におきましては、株主の皆様への一層の利益還元として、前期より3円増額の1株当たり32円を予定しております。これによりまして、期末配当を1株当たり16円とする剰余金の配当に関する議案を定時株主総会に付議させていただきます。この結果、株式分割において、1株当たりの配当金の調整を行わず配当総額を増加させた2014年3月期以降、実質的に6期連続の増配となる予定であります。

当社は、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて ～ 総合力の発揮とモデルチェンジ」における方針に基づき、「当社創業以来の価値観」を共有して下さる株主の皆様様に長期的スタンスで安定的に利益還元を強化してまいります。具体的には、連結ベースでの配当性向の基準を40%以上とし連続増配により配当の上積みを図り、自己株式取得等はキャッシュ・フローや戦略的な投資資金需要を勘案した上で機動的に行ってまいりたいと考えております。

以 上

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	268,170	流動負債	114,806
現金及び預金	101,974	支払手形及び買掛金	54,936
受取手形及び売掛金	76,245	短期借入金	9,535
有価証券	7,336	未払法人税等	5,217
たな卸資産	73,348	未払費用	19,963
その他	9,497	その他	25,153
貸倒引当金	△ 232	固定負債	61,098
固定資産	326,583	長期借入金	6,771
有形固定資産	156,317	繰延税金負債	24,664
建物及び構築物	58,308	修繕引当金	1,464
機械装置及び運搬具	41,393	退職給付に係る負債	21,169
土地	42,611	長期預り金	5,492
建設仮勘定	10,030	その他	1,536
その他	3,974	負債合計	175,905
無形固定資産	10,462	(純資産の部)	
のれん	5,016	株主資本	338,303
その他	5,446	資本金	17,117
投資その他の資産	159,802	資本剰余金	12,882
投資有価証券	149,659	利益剰余金	319,705
退職給付に係る資産	277	自己株式	△ 11,403
繰延税金資産	6,064	その他の包括利益累計額	65,634
その他	3,924	その他有価証券評価差額金	62,669
貸倒引当金	△ 122	繰延ヘッジ損益	△ 393
資産合計	594,754	為替換算調整勘定	4,086
		退職給付に係る調整累計額	△ 728
		新株予約権	167
		非支配株主持分	14,743
		純資産合計	418,848
		負債純資産合計	594,754

## 連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		565,343
売上原価		401,584
売上総利益		163,759
販売費及び一般管理費		136,842
営業利益		26,916
営業外収益		
受取利息	458	
受取配当金	2,655	
持分法による投資利益	1,647	
受取賃貸料	275	
その他	715	5,751
営業外費用		
支払利息	257	
災害による損失	108	
その他	239	605
経常利益		32,062
特別利益		
固定資産売却益	201	
投資有価証券売却益	1,379	1,581
特別損失		
固定資産除却損	457	
減損損失	72	529
税金等調整前当期純利益		33,113
法人税、住民税及び事業税	9,417	
法人税等調整額	109	9,526
当期純利益		23,586
非支配株主に帰属する当期純利益		1,317
親会社株主に帰属する当期純利益		22,268



# 計算書類

## 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	86,720	流動負債	47,250
現金及び預金	82,583	リース債務	153
売掛金	252	未払金	351
前払費用	215	未払費用	1,942
未収還付法人税等	2,757	預り金	44,558
その他	910	役員賞与引当金	78
		その他	166
固定資産	284,912	固定負債	24,362
有形固定資産	24,209	リース債務	335
建物	5,964	繰延税金負債	20,453
構築物	445	退職給付引当金	3,288
機械装置	598	その他	285
車両運搬具	11		
工具器具備品	434	<b>負 債 合 計</b>	<b>71,613</b>
土地	16,188	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	506	株主資本	254,196
建設仮勘定	60	資本金	17,117
無形固定資産	395	資本剰余金	9,726
借地権	80	資本準備金	9,500
ソフトウェア	219	その他資本剰余金	226
リース資産	36	利益剰余金	238,747
その他	59	利益準備金	4,379
投資その他の資産	260,308	その他利益剰余金	234,367
投資有価証券	85,905	配当引当積立金	2,000
関係会社株式	132,800	固定資産圧縮積立金	2,632
出資金	326	別途積立金	170,770
関係会社出資金	1,093	繰越利益剰余金	58,965
関係会社長期貸付金	39,756	自己株式	△ 11,395
その他	449	評価・換算差額等	45,655
貸倒引当金	△ 25	その他有価証券評価差額金	45,741
<b>資 産 合 計</b>	<b>371,633</b>	繰延ヘッジ損益	△ 86
		新株予約権	167
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>300,019</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>371,633</b>

## 損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金	額
営業収益		25,077
営業費用		13,599
営業利益		11,478
営業外収益		
受取利息	410	
受取配当金	1,994	
その他	37	2,442
営業外費用		
支払利息	20	
コミットメントフィー	24	
その他	2	46
経常利益		13,874
特別利益		
投資有価証券売却益	1,281	
固定資産売却益	201	1,483
特別損失		
固定資産除却損	31	31
税引前当期純利益		15,326
法人税、住民税及び事業税	259	
法人税等調整額	79	339
当期純利益		14,987

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社日清製粉グループ本社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 市川 育義 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 沼田 敦士 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 土畠 真嗣 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社日清製粉グループ本社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 市川 育 義 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 沼田 敦 士 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 土 畠 真 嗣 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第175期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第175期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を含めた監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

株式会社日清製粉グループ本社 監査役会

監 査 役(常勤) 熊 澤 幸 宏 ㊟

監 査 役(常勤) 大 内 章 ㊟

監 査 役 河 和 哲 雄 ㊟

監 査 役 伊 東 敏 ㊟

監 査 役 永 井 素 夫 ㊟

(注) 監査役河和哲雄、監査役伊東 敏及び監査役永井素夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

(単位:百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,873
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,184
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,567
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 202
現金及び現金同等物の増減額	9,920
現金及び現金同等物の期首残高	98,461
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	△ 1,006
現金及び現金同等物の期末残高	107,374

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 議案及び参考事項

### ■ 第1号議案 剰余金の配当の件

会社の剰余金の配当に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向40%以上を基準として配当を行うことで、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期の期末剰余金の配当につきましては下記のとおりとさせていただきますと存じます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき32円(前期に比べ3円の増配)となります。

なお、本議案をご承認いただきますと、株式分割において1株当たりの配当金の調整は行わずに実質増配いたしました2014年3月期以降、6期連続の増配となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき16円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は4,755,625,632円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日といたしたいと存じます。

## ■ 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

取締役会の監督機能の強化、経営の透明性の向上と監査機能の充実、及び業務執行の機動性向上等によって、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図り、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の更なる向上を目指すため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うとともに、その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

現行定款及び変更案は以下のとおりであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、本定時株主総会終結の時をもって発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会  (定員) 第18条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。  (選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。  取締役の選任の決議をする場合には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	第4章 取締役及び取締役会  (定員) 第18条 当社の取締役は、 <u>14</u> 名以内とする。 <u>当社の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>  (選任) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 取締役の選任の決議をする場合には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p>	<p>(任期) 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p>
<p>(報酬等) 第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第22条 } (条文省略) 第23条</p>	<p>第22条 } (現行どおり) 第23条</p>
<p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第25条 } (条文省略) 第26条</p>	<p>第25条 } (現行どおり) 第26条</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条            〔            第29条            (取締役の責任免除)            第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。            当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項に規定する取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)            第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(定員)            第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任)            第33条 監査役は、株主総会において選任する。            監査役の選任の決議をする場合には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>(任期)            第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p>	<p>第28条            〔            第30条            (取締役の責任免除)            第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。            当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項に規定する取締役(業務執行取締役等である者を除く。)の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)            第32条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(常勤の監査役及び常任監査役) 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 監査役会の決議により、常任監査役を置くことができる。</p> <p>(監査役会の招集) 第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議要件) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規則) 第39条 監査役会に関する事項は、監査役会で定める規則による。</p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削る)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第33条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集) 第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議要件) 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規則) 第36条 監査等委員会に関する事項は、監査等委員会で定める規則による。</p> <p>(削る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第41条            〕            第49条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第37条            〕            第45条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>附則  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、2019年6月26日開催の第175回定時株主総会終結前の同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

### ■ 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役15名全員が任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	見 目 信 樹 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役社長	13回／13回（100%）
2	滝 澤 道 則 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役副社長総務本部管掌	13回／13回（100%）
3	原 田 隆 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	常務取締役R&D・品質保証本部長	13回／13回（100%）
4	毛 利 晃 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	常務取締役経理・財務本部長	12回／13回（92.3%）
5	山 田 貴 夫 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役	13回／13回（100%）
6	小 池 祐 司 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役	12回／13回（92.3%）
7	三 村 明 夫 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span>	取締役	11回／13回（84.6%）
8	伏 屋 和 彦 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span>	取締役	13回／13回（100%）
9	岩 崎 浩 一 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span>	執行役員事業開発本部長	—
10	永 井 素 夫 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span>	監査役	13回／13回（100%）



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
1	再任  けん もく のぶ き <b>見目 信樹</b> (1961年2月13日生)	1984年4月 当社入社 2011年9月 日清製粉株式会社常務取締役 2012年6月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役 日清製粉株式会社専務取締役 2015年4月 日清製粉株式会社取締役社長 2015年6月 当社常務取締役 2017年4月 当社取締役社長(現在に至る) 日清製粉株式会社取締役会長(現在に至る) [日清製粉株式会社取締役会長]	49,705株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 見目信樹氏は、製粉事業の経営者としての豊富な経験・実績を有することに加え、当社社長として持株会社の経営を牽引してきたことから、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		
2	再任  たき ざわ みち のり <b>滝澤 道則</b> (1954年3月27日生)	1976年4月 当社入社 2001年7月 当社総務本部法務グループ長 2005年6月 当社執行役員総務本部法務グループ長 2006年6月 当社執行役員総務本部法務部長 2009年6月 当社執行役員内部統制部長 2011年7月 当社執行役員企画本部長 2012年6月 当社取締役企画本部長 2013年6月 当社常務取締役総務本部長 2015年6月 当社専務取締役総務本部長 2017年4月 当社取締役副社長総務本部長 2017年6月 当社取締役副社長総務本部管掌(現在に至る)	51,463株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 滝澤道則氏は、法務・人事・総務をはじめとした経営全般に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
3	再任  はらだ たかし 原田 隆 (1957年2月9日生)	1979年4月 当社入社 2008年6月 日清製粉株式会社鶴見工場長 2009年6月 当社執行役員 日清製粉株式会社取締役鶴見工場長 2010年6月 当社取締役 R&D・品質保証本部長 2015年6月 当社常務取締役 R&D・品質保証本部長 (現在に至る)	36,270株
	【取締役候補者とした理由】 原田 隆氏は、研究開発・品質保証等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といいたしました。		
4	再任  もうり あきら 毛利 晃 (1956年12月16日生)	1979年4月 当社入社 2010年6月 当社経理・財務本部財務部長 2012年6月 当社執行役員経理・財務本部財務部長 2013年6月 当社取締役企画本部長 2015年6月 当社常務取締役企画本部長 2017年4月 当社常務取締役経理・財務本部長 (現在に至る)	31,460株
	【取締役候補者とした理由】 毛利 晃氏は、経理・財務や経営企画等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といいたしました。		
5	再任  やまだ たかお 山田 貴夫 (1960年9月27日生)	1983年4月 当社入社 2011年6月 日清製粉株式会社取締役東京営業部長 2012年6月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役(現在に至る) 日清製粉株式会社常務取締役営業本部長 2015年4月 日清製粉株式会社専務取締役営業本部長 2017年4月 日清製粉株式会社取締役社長(現在に至る) [日清製粉株式会社取締役社長(代表取締役)]	25,996株
	【取締役候補者とした理由】 山田貴夫氏は、製粉事業の経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といいたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> こ いけ ゆう じ <b>小池 祐司</b> (1960年1月16日生)	1983年4月 当社入社 2014年6月 当社執行役員 日清ペットフード株式会社取締役社長 2017年6月 当社取締役(現在に至る) 日清フーズ株式会社取締役社長(現在に至る) [日清フーズ株式会社取締役社長(代表取締役)]	19,731株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 小池祐司氏は、事業経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といいたしました。			
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> み むら あき お <b>三村 明夫</b> (1940年11月2日生)	1963年4月 富士製鐵株式会社入社 1993年6月 新日本製鐵株式会社取締役 1997年4月 同社常務取締役 2000年4月 同社代表取締役副社長 2003年4月 同社代表取締役社長 2006年6月 当社監査役 2008年4月 新日本製鐵株式会社代表取締役会長 2009年6月 当社取締役(現在に至る) 2012年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役 2013年6月 同社相談役 2013年11月 同社相談役名誉会長 2018年6月 同社社友名誉会長 2019年4月 日本製鉄株式会社社友名誉会長(現在に至る) [日本製鉄株式会社社友名誉会長] [日本商工会議所会頭] [東京商工会議所会頭] [株式会社日本政策投資銀行社外取締役] [東京海上ホールディングス株式会社社外取締役] [日本郵政株式会社社外取締役] [株式会社INCJ社外取締役]	43,770株
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 三村明夫氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、社外取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
8	<p>再任 社外取締役 独立役員</p> <p>ふし や かず ひこ 伏屋 和彦 (1944年1月26日生)</p>	<p>1967年4月 大蔵省入省 1999年7月 国税庁長官 2001年7月 国民生活金融公庫副総裁 2002年7月 内閣官房副長官補 2006年1月 会計検査院検査官 2008年2月 会計検査院長 2009年1月 定年退官 2009年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(現在に至る) [一般社団法人日本内部監査協会会長]</p>	2,600株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 伏屋和彦氏は、大蔵省(現財務省)等において要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門的知識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			
9	<p>新任</p> <p>いわ さき こう いち 岩崎 浩一 (1956年9月12日生)</p>	<p>1980年4月 当社入社 2007年6月 日清フーズ株式会社取締役営業本部長 2010年6月 当社執行役員 日清フーズ株式会社常務取締役営業本部長 2012年6月 当社取締役 日清フーズ株式会社取締役社長 2014年6月 当社常務取締役 2015年6月 トオカツフーズ株式会社取締役 2017年6月 当社執行役員 トオカツフーズ株式会社取締役副会長 (現在に至る) 2019年6月 当社執行役員事業開発本部長(現在に至る) [トオカツフーズ株式会社取締役副会長]</p>	47,270株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 岩崎浩一氏は、中食・惣菜事業や加工食品事業の経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
10	新任 社外取締役 独立役員  なが い もと お <b>永井 素夫</b> (1954年3月4日生)	1977年4月 株式会社日本興業銀行入行 2005年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 2007年4月 同行常務執行役員 2011年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員 2011年6月 同行取締役副社長(代表取締役) 兼副社長執行役員 2014年4月 同行理事 2014年6月 同行理事退任 2015年6月 当社監査役(現在に至る) [日産自動車株式会社社外監査役(常勤)] [オルガノ株式会社社外取締役]	0株
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 永井素夫氏は、金融機関の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、三村明夫、伏屋和彦の両氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、永井素夫氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 三村明夫、伏屋和彦、永井素夫の3氏は、社外取締役候補者であります。また、3氏は東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/independence.pdf>))に掲載しております。)を満たしておりますので、3氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、永井素夫氏は、2014年6月までみずほ信託銀行株式会社に、2011年3月まで株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)に在籍しておりましたが、当社と両行との取引額はそれぞれ僅少(当社の直近決算期の単体営業利益の1%未満)であり、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないと判断しております。
- (2) 三村明夫氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約10年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約13年であります。
- (3) 伏屋和彦氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約4年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約10年であります。
- (4) 永井素夫氏は、現在当社の社外監査役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約4年ありますが、本定時株主総会終結の時をもって当社の監査役を退任の予定であります。
- (5) 永井素夫氏は、2019年6月開催の日産自動車株式会社の定時株主総会終結の時をもって同社社外監査役(常勤)を退任し、同社社外取締役に就任する予定であります。

- (6) 永井素夫氏が社外取締役を務めるオルガノ株式会社は、2015年6月26日開催の同社定時株主総会において選任され社外監査役として就任した者が社外監査役としての要件を満たしておらず、2016年4月13日に当該監査役が辞任し補欠監査役が社外監査役に就任するまで、法令に定める社外監査役の員数を欠いておりました。永井素夫氏は、当該監査役が社外監査役としての要件を満たさないことが判明するまで当該問題を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、当該事実認識後は、当該監査役の辞任及び補欠監査役の就任に向けての援助を迅速に行うとともに適切な引継に尽力するなど、その職責を適切に果たしております。
- (7) 永井素夫氏が社外監査役(常勤)を務める日産自動車株式会社は、国内車両製造工場における完成検査に関して不適切な取り扱いがあったとして、国土交通省より2018年3月26日に業務改善指示を、同年12月19日に業務改善指導を受けております。また、同社は、過去に提出した有価証券報告書において役員報酬に係る虚偽記載があったとして、金融商品取引法違反により起訴されているほか、同社の元役員が会社法違反等により起訴されております。永井素夫氏は、これらの原因となった事実が明らかになるまで当該問題を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、当該事実認識後は、当該事実の徹底的な調査及び再発防止を指示するなど、その職責を適切に果たしております。

## ■ 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への出席状況
1	おお うち しょう 章 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span>	監査役	10回／10回 (100%)
2	かわ 河 和 哲 お 雄 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span>	監査役	13回／13回 (100%)
3	い 伊 東 さとし 敏 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span>	監査役	13回／13回 (100%)
4	とみ 富 田 た み え 子 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span>	—	—



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
1	<b>新任</b> おおうち しょう <b>大内 章</b> (1961年2月13日生)	1983年4月 当社入社 2014年6月 当社経理・財務本部財務部長 2015年6月 当社執行役員経理・財務本部財務部長 2018年6月 当社監査役(現在に至る)	14,740株
	<b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b> 大内 章氏は、経理・財務や監査に関する豊富な経験・実績に基づき監査役として適切に監査を行っており、客観的な立場から当社の業務執行の監査・監督を行う監査等委員として適任であると判断したため、監査等委員である取締役候補者いたしました。		
2	<b>新任</b> 社外取締役 独立役員 かわわ てつお <b>河和 哲雄</b> (1947年6月15日生)	1975年4月 弁護士登録 1996年4月 河和法律事務所所長(現在に至る) 2002年8月 法制審議会会社法(現代化関係)部会委員 2002年9月 日本弁護士連合会司法制度調査会特別委嘱委員 2007年6月 当社監査役(現在に至る) [弁護士 河和法律事務所所長]	0株
	<b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b> 河和哲雄氏は、弁護士としての豊富な知識と経験に基づき社外監査役として適法性の観点から適切に監査を行っていただいております。客観的な立場から当社の業務執行の監査・監督を行う監査等委員として適任な方と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
3	新任  <b>社外取締役</b>   <b>独立役員</b>  いとう さとし <b>伊東 敏</b> (1942年7月25日生)	1967年1月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー 日本事務所入所 1970年12月 公認会計士登録 1978年9月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー パートナー 1993年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 代表社員 2001年8月 伊東公認会計士事務所所長(現在に至る) 2002年4月 中央大学会計専門大学院特任教授 2007年3月 同大学院特任教授退任 2010年6月 当社監査役(現在に至る) [公認会計士 伊東公認会計士事務所所長] [株式会社三井住友銀行社外取締役]	0株
<b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b> 伊東 敏氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する高度な専門的知識に基づき社外監査役として適切に監査を行っていただいております。客観的な立場から当社の業務執行の監査・監督を行う監査等委員として適任な方と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			
4	新任  <b>社外取締役</b>   <b>独立役員</b>  とみた みえこ <b>富田 美栄子</b> (1954年8月15日生)	1980年4月 弁護士登録 西・井関法律事務所(現西総合法律事務所)入所 2001年4月 東京地方裁判所民事調停委員(現在に至る) 2017年4月 西総合法律事務所代表(現在に至る) [弁護士 西総合法律事務所代表]	0株
<b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b> 富田美栄子氏は、弁護士として豊富な知識と経験を有する方であり、その知識と経験に基づき客観的な立場から当社の業務執行の監査・監督を行う監査等委員として適任な方と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、大内 章、河和哲雄、伊東 敏、富田美栄子の4氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項
- (1) 河和哲雄、伊東 敏、富田美栄子の3氏は、社外取締役候補者であります。また、3氏は東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/independence.pdf>))に掲載しております。)を満たしておりますので、3氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 河和哲雄氏は、現在当社の社外監査役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約12年であります。
- (3) 伊東 敏氏は、現在当社の社外監査役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約9年であります。
- (4) 伊東 敏氏は、2019年6月開催の株式会社三井住友銀行の定時株主総会終結の時をもって同行社外取締役を退任する予定であります。

## ■ 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件

---

当社の取締役の報酬額は、2017年6月28日開催の第173回定時株主総会において年額4億円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、経済情勢及び社外取締役の増員等諸般の事情も考慮して、年額4億円以内(うち社外取締役分は年額60百万円以内)と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、従来どおり取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与を含まないものとするを併せてご決議いただきたいと存じます。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名(うち社外取締役は3名)となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

## ■ 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額90百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

## ■ 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

当社は、2017年6月28日開催の第173回定時株主総会において取締役を対象とした株式報酬制度(以下「本制度」という。)についてご承認をいただき、本制度を導入しておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、改めて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を対象とした本制度に係る報酬枠の設定につき、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益の共有を図ることによりさらに株主重視の経営意識を高めることを目的とするものであり、相当であると考えております。

(※) 本議案において改めてご承認をお願いする本制度の内容は、第173回定時株主総会でご承認いただきました内容と同一です。なお、第173回定時株主総会においては、本制度に基づき当社が本信託に拠出する金額及び金銭給付部分の額の合計額の上限を連続する3年度ごとに合計300百万円(1年度当たり100百万円相当)、当社の取締役に交付する当社株式の数の上限を連続する3年度ごとに合計35万株として、ご承認をいただいております。

本議案は、第5号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)の報酬額(年額4億円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない。)とは別枠で、当社の取締役に對して株式報酬等を支給することのご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと10名(うち社外取締役は3名)となります。

また、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

### 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、取締役の役位等に応じて設定された株式報酬基準額について、一定の算定方法(下記(3)のとおり。)で算定された数の当社株式(株式交付部分)と納税対応の観点からの金銭(金銭給付部分)を毎年交付及び給付する株式報酬制度です(下記(2)以下のとおり。)。当社株式は、当社が拠出する取締役の報酬額に相当する額の金員を原資に本信託(下記(2)に定める。)が取得し、本信託から取締役に交付されます。

①本議案の対象となる当社株式の交付対象者	・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)
<b>②本議案で交付の対象となる当社株式数の規模等</b>	
本制度に基づき当社が本信託に拠出する金額及び金銭給付部分の額の合計額の上限(当社の取締役分。下記(3)のとおり。)	・連続する3年度ごとに、合計300百万円(1年度当たり100百万円相当)
当社の取締役に対して交付する当社株式の数の上限及び本信託による当社株式の取得方法(下記(3)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続する3年度ごとに、合計35万株を上限とする(当該上限株式数の発行済株式の総数(2019年3月31日時点の自己株式控除後)に対する割合は約0.12%)</li> <li>・本信託は、当社株式を株式市場又は当社(自己株式処分若しくは新株式発行)から取得</li> </ul>
③当社の取締役に対する当社株式の交付時期及び譲渡制限等(下記(4)のとおり。)	・本制度を通じて毎年交付した当社株式について、交付時から3年間の譲渡制限期間(譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間)を設ける

## (2) 本信託の設定

当社は、連続する3年度(当初は2017年6月28日開催の第173回定時株主総会終結時から2020年6月開催予定の定時株主総会終結時までの3年度とし、後述の本制度の継続が行われた場合には、以降の各3年度とする。以下「対象期間」という。)ごとに、本定時株主総会(2017年6月28日開催の第173回定時株主総会終結時から開始する当初の対象期間については、第173回定時株主総会及び本定時株主総会)で承認を受けた範囲内で、本制度の運用に必要な金員を拠出し、一定の要件を充足する取締役を受益者とする信託期間約3年間の信託(以下「本信託」という。)を設定(後述の信託期間の延長を含む。以下同じ。)します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、株式交付部分(下記(3)のとおり。)に対応する当社株式を株式市場又は当社(自己株式処分若しくは新株式発行)から取得します。対象期間中、取締役への株式交付ポイント(下記(3)のとおり。)の付与が行われた上で、当社株式が交付されます。

なお、信託期間の満了後、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を3年間延長して本制度を継続することがあります。また、本制度を継続する場合に本信託と実質的に同一目的の信託において残存株式等を活用する場合があります。これらの場合、本制度が継続された年の当社定時株主総会終結時以降の3年度を新たな対象期間とします。当該対象期間ごとに、当社は、本定時株主総会で承認を受けた範囲内で、本制度の運用に必要な金員の拠出を行い、取締役への株式交付ポイントの付与及び当社株式の交付等を継続します。



(3) 当社の取締役に対して交付する株式数等の算定方法及び上限等

当社の各取締役について、その役位等に応じて株式報酬基準額(※1)が設定されます。その上で、当該株式報酬基準額について、①株式交付部分と②金銭給付部分が設定されます。

(※1) 株式報酬基準額は、職務の内容や責任のほか、中長期インセンティブプランとして適切に機能するよ  
う他の金銭報酬とのバランス等を考慮して決定されます。

① 株式交付部分については、対象期間中の各年度の特定日に在任している取締役に対して、以下の算式で算定された数の株式交付ポイントが付与されます。その上で、受益者要件を充足した取締役は、同年度内の特定日に、1ポイント当たり1株の当社株式の交付を受けます(※2)。

$$\text{株式交付ポイント数(※3)} = \frac{\text{株式報酬基準額} \times \text{株式交付比率(※4)}}{\text{当該年度に係る交付株式の平均取得単価}}$$

(※2) 下記※5参照。

(※3) 当社の単元株式数に相当するポイント数に満たない部分は切り捨てとします。

(※4) 株式交付比率は、70%以上100%以下の比率とします。

なお、本制度に基づいて当社の取締役に株式交付部分として交付される当社株式の総数は、対象期間(3年度)ごとに、35万株を上限とします(※5・※6・※7)(当該上限株式数の2019年3月31日時点の当社発行済株式の総数(自己株式控除後)に対する割合は、約0.12%となります。)

(※5) 対象期間中に当社株式の株式分割、株式無償割当て、株式併合等が行われた場合、合理的な方法によって、株式交付ポイント数及び上限株式数の調整を行います。

(※6) この上限株式数は、本制度により当社の社外取締役に交付される当社株式の数を含んだ上限とします。当社の社外取締役1人あたりに交付される株式数の上限は、1人あたりの株式報酬基準額(下記※9参照)に株式交付比率を乗じた額を当該年度に係る交付株式の平均取得単価で除した数とします。

(※7) 算定される交付株式数が上限株式数を超えた場合、当該超過株式数は取締役に交付されるものではないことから、当該超過株式数に相当する額の金銭も下記②の金銭給付部分の対象とはならないものとします。

- ② 金銭給付部分は、以下の算式により算定されるものとします。

$$\text{金銭給付額} = \text{株式報酬基準額} - (\text{交付株式数} \times \text{当該年度に係る交付株式の平均取得単価})$$

- ③ 本制度に基づいて当社が本信託に拠出する額(※8)及び金銭給付部分の額との合計額は、対象期間(3年度)ごとに、当社の取締役分について合計300百万円(1年度当たり合計100百万円相当)を上限(※9)とします。

(※8) 信託拠出額には、株式取得資金のほか信託報酬及び信託費用が合算されています。

(※9) このうち社外取締役分については、対象期間ごとに、社外取締役1人当たり3百万円(1年度当たり1人1百万円)を株式報酬基準額の上限とします。

#### (4) 譲渡制限期間

本制度を通じて取締役に毎年交付される当社株式について、交付時から3年間、株式交付規程に基づき譲渡制限期間(譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間)を設けることとします(※10)。

(※10) 譲渡制限期間中に一定の非違行為等があった場合、当該取締役に對して、当該譲渡制限の対象となる交付株式の没収に相当する金銭賠償を求めることができるものとします。

#### (5) 本信託内の当社株式に関する議決権の取扱い

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

#### (6) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

#### (7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、対象期間の延長並びに信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

本議案においてご承認をお願いする、当社の取締役に対する株式報酬等の支給のほか、当社の執行役員及び日清製粉株式会社、日清フーズ株式会社等の当社の主要な子会社の取締役に対しても、株式報酬等を支給しております。なお、当社の執行役員を兼務する当社の取締役又は子会社の取締役を兼務する当社の取締役がいる場合、それらの者に交付される当社株式数は、本議案においてご承認をお願いする上限株式数(上記のとおり対象期間(3年度)ごとに35万株)の範囲内に限られるものとします。

以 上





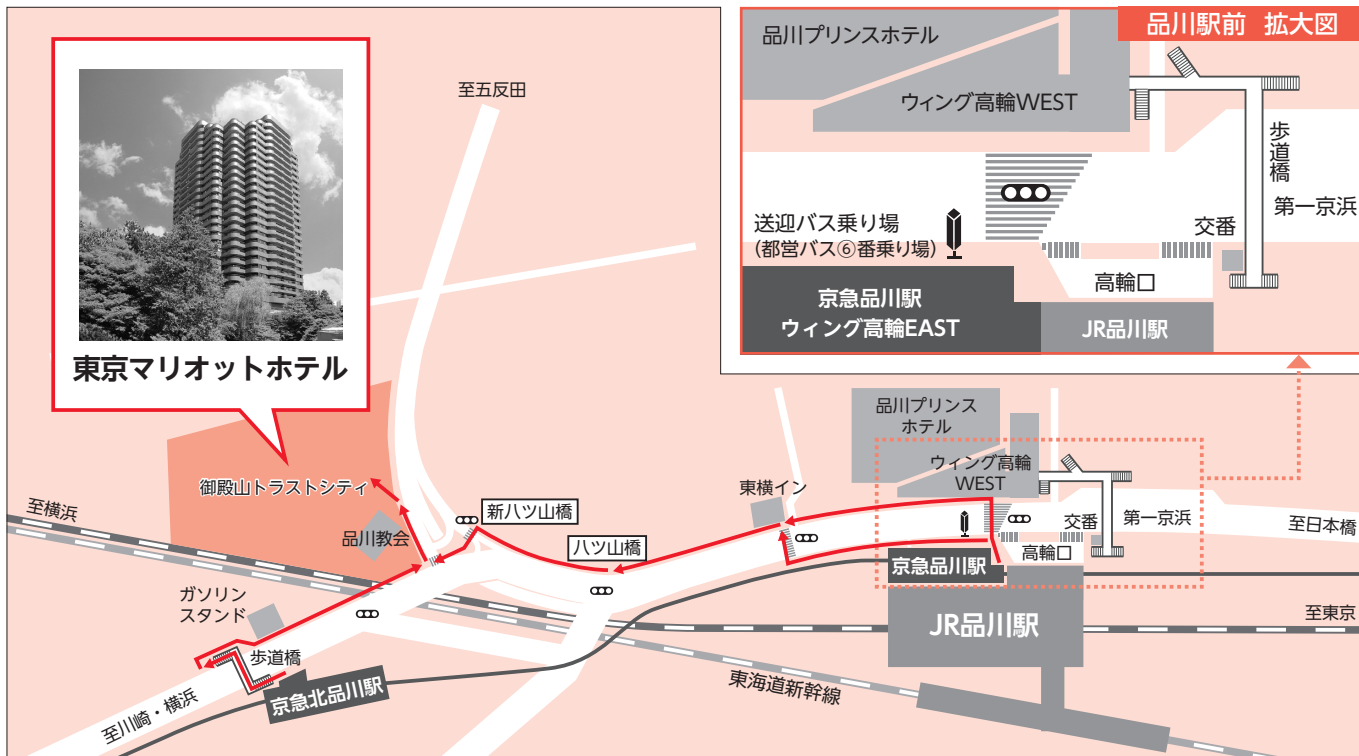
<メモ欄>

A series of horizontal dotted lines for taking notes.

# 株主総会会場ご案内図

■ お問い合わせ先 電話(03)5488-0234(会場代表)

■ 会場 東京都品川区北品川4丁目7番36号 **東京マリオットホテル** 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム



## ■ 交通のご案内

J R各線・  
京急線  
**品川駅**  
ご利用の場合

・徒歩……………高輪口より約15分

高輪口を出て横断歩道を渡り、左へお進み下さい。新ハツ山橋交差点の横断歩道を渡り、右へお進み下さい。

・バス……………高輪口(都営バス⑥番乗り場)より約5分(無料臨時送迎バス)

※バスは、午前8時30分から午前9時50分頃までの間、約5分から10分間隔で運行されています。

※バスの乗車場所と降車場所は異なりますので、ご注意ください。

京急線  
**北品川駅**  
ご利用の場合

・徒歩……………約5分

改札口を出てすぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進み下さい。新ハツ山橋交差点の横断歩道手前を左へお進み下さい。

<お願い> 駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。